

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

意見陳述書

2021(令和3)年3月25日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人(一審原告) 岩本宏之

1 はじめに

(1) 私は、石木ダム建設の水没予定地であるこうばるで今も生活している岩本宏之です。

(2) 私は、戦時中の昭和19年12月24日、こうばるで生まれ、76歳を超えた現在に至るまで、この土地を離れたことは一度もありません。

川棚町役場を定年退職した後は、こうばるで農林業を生業として、自給自足の生活をしながら家族3人で暮らしています。

2 石木ダムの必要性は全くないこと

(1) 石木ダム建設計画については、昭和46年12月頃、長崎県からダム建設のための予備調査の依頼があり、こうばる公民館で地元住民に対する説明会が開かれました。

その説明会の席で、地元住民から、「石木ダムは、なぜ多目的ダムにするのですか」との質問があり、県は「利水ダムより、治水を加えて多目的ダムにした方が国から補助金を多くもらえるからです」と回答したことを今でもはっきりと記憶しています。

つまり、石木ダムは、佐世保市の利水だけが本当の目的であり、治水対策というのは地元を説得するためのごまかしであることは当初から明らかでした。

- (2) さらに、昭和 54 年 6 月、長崎県の当時の久保知事が、こうばる公民館に来て、地元住民にダムへの協力を依頼しましたが、その時の知事の話のを要約した「石木ダム関係者のみなさんへ」という冊子が残されています。

その中で、久保知事は、石木ダムを建設させてくれれば、見返りに、立ち退く住民の個人補償を手厚くするだけでなく、あまりにも大きな犠牲を払う地元に対して、キャンプ場や運動場、資料館などの建設、県道、町道、農道、林道の開設など 80 億円もの公共事業を行うとしています。なんとその費用負担については、本来、川棚町が負担する 10 億円以上を、川棚町の代わりに利益を受ける佐世保市にすべて負担させるということを明言しています。

つまり、地元ですさまじい利益誘導をしてまで建設する石木ダムの真の目的が、地元の治水などにはなく、佐世保市の利水だけであることを知事自らが暴露しているのです。

- (3) その佐世保市は人口減少がどんどん進み、ダムがなくても水需要は十分まかなえており、既に利水目的が破たんしていることは、これまで弁護団が繰り返し明らかにしてきたとおりです。

地元住民を強制排除して強引に造ろうとする石木ダムの必要性は全くないのです。

3 ダム建設強行は地元との覚書にも反していること

- (1) 石木ダム建設の予備調査に伴い、昭和 47 年 7 月 29 日付で、地元 3 地区の総代と久保知事の間で、「石木川の河川開発調査に関する覚書」が取り交わされました。

覚書の第 4 条には「県が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて地元と協議の上、書面による同意を受けた後、着手するものとする」となっています。

- (2) 令和元年 9 月 19 日、5 年ぶりに知事と地元との面会が実現しましたので、私は、今の中村知事に対し、覚書の約束を破って工事を強引に進めていることへの見解をただしました。

中村知事は、「覚書の中に、地域の総代の同意を得た上で着手をする」とあったのは承知しているが、「県としては、一貫して皆様のご協力を得られるように努力してきたものと考えており、今後訴訟の中で明

らかになっていく」と答え、覚書に反して工事を進めたことに対する正面からの回答はありませんでした。

- (3) 覚書の法的効力は厳密にはわかりませんが、県が地元との約束を破ったことは明らかです。

それに対する明確な説明もない中で、ダム建設に理解や協力を求め、地元が納得できるはずがありません。

4 強制収用明け渡し期限から1年4か月、地元では・・・

- (1) 私たちの思いに反して、石木ダムの水没予定地に暮らす私たち13世帯四十数人の自宅や農地、山林のすべてが令和元年に強制収用されました。宅地を含む全用地の明け渡し期限は令和元年11月18日でした。今月18日で、早くも1年4か月が過ぎました。

- (2) 県からは、毎月のように明け渡しの催促文書が届いています。

私は、毎回受け取り拒否をしています。

13世帯の誰一人明け渡す者はいないでしょう。

- (3) 当然、補償金は受け取りませんでした。それでも収入があったものとして、高額の所得税が課税され、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料、町県民税などが最高額の負担になり、おまけに医療費の個人の窓口負担金まで上がりました。反対地権者は、とても大きなリスクを背負わされ苦しんでいます。

- (4) また、県が付替道路工事に着手したことで、この3～4年、地元住民とその支援者たちは、真夏の猛暑日も、雨の日も、雪ぶりの寒い日も、朝から晩まで工事現場で座り込みの抗議を続けています。

今年の1月12日、この座り込みの抗議活動が通算1000回に達しました。この間、座り込み抗議の参加者は延べ3万人を越えました。

私たちのために連日支援してくれる一人一人に対し、この場を借りて改めてお礼を述べたいと思います。

- (5) その一方で、抗議活動の監視や警備をするために、県側も本庁や出先の機関から毎日十数人が現場に動員され、その人数もこれまで1万5千人以上になっています。

- (6) 付替道路の工事は、まだ3分の1も完成していませんが、工事が続く以上、こうした状況は避けられそうにありません。

いかに地元住民の同意が得られない工事が大変なことか、県も少し

は理解し、工事を見直してくれればと願うばかりです。

5 最後に

- (1) 石木ダムの問題で、私たちは半世紀以上にわたって苦しめられ、当たり前前の日常を奪われ、精神的な苦痛と不安を受け続けており、心身ともに疲れ果てています。

この間、取り返しのつかない貴重な時間や労力、無駄な出費を強いられてきました。

集落の人間関係まで破壊されてしまいました。

もうほとんど親戚付き合いもできない状況もあります。

中には兄弟姉妹との確執や不仲があるとも聞いています。

- (2) 本来、行政は住民の生命や財産を守るのが責務です。

しかし、実際には、住民の生命を脅かし、財産を奪い、生活を不幸のどん底に陥れようとしています。

- (3) これからも水没予定地に残る 13 世帯は、自分たちの生命や財産を自分たちで守るしか方法はありません。裁判の判決が、どうなろうと一致団結して闘い続けます。

- (4) 石木ダムを、どうしても完成させるためには、前代未聞の行政代執行を行うしかありません。

しかし、そうなれば、全国民を騒がせる大ニースとなることは間違いありません。

国民から大きな非難を浴びることは避けられないでしょう。

- (5) 私たちも残り少ない人生です。

もうダムに翻弄された人生はたくさんです。

一日も早く、自由の身となり、悔いのない人生を送りたいです。

そのために、どうか工事の差し止めを命じる判決をお願いします。

以上